

6 教保第 1 3 6 7 号  
令和 7 年 2 月 2 5 日

一般社団法人 愛知県学校薬剤師会会長 様

愛知県教育委員会教育長

愛知県プール条例運営要綱の一部改正について（通知）

日ごろから学校環境衛生の向上にご協力いただきありがとうございます。

このたび、愛知県プール条例運営要綱の一部改正について、令和 7 年 2 月 2 0 日付け 6 生衛第 1 1 9 1 号で愛知県保健医療局長から別添のとおり通知がありましたので、ご承知ください。

なお、愛知県プール条例運営要綱の主な改正内容は、下記のとおりです。

記

1 シャワー設備について

シャワーの構造設備基準として、強制使用させる通過式を求めないこととする。

2 洗眼器、洗面器、水飲器の設置について

これまで、利用者数に見合った数の洗面器、水飲器、洗眼器等を独立して設置することを求めていたが、近年の傾向を踏まえ、洗眼・洗面・飲水できる設備等の設置を求めるとし、これらの設備及び設置場所は必ずしも独立している必要はないこととする。

3 足洗い場及び腰洗い槽について

足洗い場及び腰洗い槽については条例、規則等において規定がないことから、要綱からも削除する。

4 採暖室について

採暖室の室内温度はおおむね 35℃から 40℃とすることが望ましいとしていたが、近年の夏季の気温上昇を考慮し、当該規定を削除する。ただし、サウナ施設と誤認されることのないよう、原則としてプール本体に近接し、独立した施設として別個に利用されることのない構造にするとともに、急速発汗を促すような温度にはしないことと規定する。

5 その他

様式第1及び第2について整理を行うとともに、その他所要の改正を行う。

6 適用日

令和7年4月1日

担 当 保健体育課  
振興・保健グループ（細川）  
電 話 052-954-6793（ダイヤルイン）  
電子メール hoken-taiiku@pref.aichi.lg.jp

## 新旧対照表（愛知県プール条例運営要綱）

| 新  | 旧  |
|--|--|
| 愛知県プール条例運営要綱   | 愛知県プール条例運営要綱   |
| 第1～第3 略  | 第1～第3 略  |
| <p>第4 プールの構造設備</p> <p>プールの構造設備及び<u>付</u>帯設備については、条例及び規則に定めるもののほか、次のとおりとする。</p>   | <p>第4 プールの構造設備</p> <p>プールの構造設備及び<u>付</u>帯設備については、条例及び規則に定めるもののほか、次のとおりとする。</p>   |
| 1 略  | 1 略  |
| <p>2 プールの附帯設備</p> <p>(1) シャワーは、温水等の適温の洗浄水を供給できる設備を有し、かつ、更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設けること。なお、温水等の適温とは、遊泳時の気温等を考慮し、利用者が快適性を感じる水温とすること。</p> <p>(2) 利用者が使用しやすいように、洗面所及び水飲場はプールサイドに、また、シャワー及び洗眼所は、プールサイド又は更衣室に設けること。<u>また、洗眼・洗面・飲水できる設備等は利用者数に見合った数を設けること。なお、これらの設備及び設置場所は必ずしも独立しているものである必要はないこと。</u></p> <p>(3) シャワー等に用いた水は、再利用する構造とはしないこと。ただし、雑用水として利用する場合は、この限りでないこと。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>(6) 採暖室又は採暖槽は、利用者が使用しやすい位置に設けること。<u>なお、採暖室は、原則としてプール本体に近接し、独立した施設として別個に利用されることのない構造であること。</u></p> | <p>2 プールの附帯設備</p> <p>(1) シャワーは、温水等の適温の洗浄水を供給できる設備を有し、かつ、更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設け、<u>強制使用させる通過式であること。</u>なお、温水等の適温とは、遊泳時の気温等を考慮し、利用者が快適性を感じる水温とすること。</p> <p>(2) 利用者が使用しやすいように、洗面所及び水飲場はプールサイドに、また、シャワー及び洗眼所は、プールサイド又は更衣室に設け、<u>利用者数に見合った数の洗面器、水飲器、洗眼器等を設けること。</u></p> <p>(3) シャワー等に用いた水は、再利用する構造（<u>腰洗い槽の水を循環ろ過して再利用する場合を除く。</u>）とはしないこと。ただし、雑用水として利用する場合は、この限りでないこと。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>(6) 採暖室又は採暖槽は、利用者が使用しやすい位置に設けること。</p> |

(7)～(9) 略

3 略

#### 第5 プールの維持管理

プールの維持管理については、条例及び規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

1、2 略

#### 3 プールの構造設備及び付帯設備

(1)～(5) 略

(削除)

(6) 飲用に適する水とは、水道法水質基準に適合し、かつ、遊離残留塩素濃度が0.1mg/L（結合残留塩素濃度の場合は0.4mg/L）以上に保持されている水であること。

(7) 更衣室、便所その他利用者が使用する設備は、必要に応じて消毒及び昆虫の駆除を行うこと。

(8) プールに用いる薬品は、適切に保管管理し、その効力についても十分注意すること。また、盗難防止の措置を講じること。

(9) 採暖槽及び気泡槽は、水量は常に満ちているようにし、浄化、消毒に負荷を与える浴用剤等を用いないこと。また、毎月1回以上清掃及び換水を行う場合にあつては、規則別表第2第4号(8)に定める水質検査は実施しなくても差し支えないこと。ただし、規則（採暖槽にあつては平成4年規則第73号、気泡槽にあつては平成14年規則第59号）附則の経過措置の適用を受けるプール（浄

(7)～(9) 略

3 略

#### 第5 プールの維持管理

プールの維持管理については、条例及び規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

1、2 略

#### 3 プールの構造設備及び付帯設備

(1)～(5) 略

(6) 足洗い場を用いる場合は、水を随時入れ換えて清浄に保ち、塩素系消毒薬（医薬品に限る。）を用いてプールの水と同等の遊離残留塩素濃度に保つこと。また、腰洗い槽を用いる場合は、水を随時入れ換えて清浄に保ち、塩素系消毒薬（医薬品に限る。）を用いて遊離残留塩素濃度を50mg/L以上100mg/L以下に保つこと。なお、高濃度の塩素に対して過敏症などの傾向のある利用者には使用させず、シャワーを使用させること。

(7) 飲用に適する水とは、水道法水質基準に適合し、かつ、遊離残留塩素濃度が0.1mg/L（結合残留塩素濃度の場合は0.4mg/L）以上に保持されている水であること。

(8) 更衣室、便所その他利用者が使用する設備は、必要に応じて消毒及び昆虫の駆除を行うこと。

(9) プールに用いる薬品は、適切に保管管理し、その効力についても十分注意すること。また、盗難防止の措置を講じること。

(10) 採暖槽及び気泡槽は、水量は常に満ちているようにし、浄化、消毒に負荷を与える浴用剤等を用いないこと。また、毎月1回以上清掃及び換水を行う場合にあつては、規則別表第2第4号(8)に定める水質検査は実施しなくても差し支えないこと。ただし、規則（採暖槽にあつては平成4年規則第73号、気泡槽にあつては平成14年規則第59号）附則の経過措置の適用を受けるプール（浄

化設備を有するプールを除く。)にあつては、規則別表第2第4号(8)に定める水質検査を実施すること。なお、清掃及び換水は、随時行うこと。

(10) 循環式の採暖槽及び気泡槽については、水槽内の水からレジオネラ属菌が検出されないよう、循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル(平成13年9月11日健衛発第95号)に従い、維持管理を行うこと。

(11) 採暖室は、身体を保温又は乾燥させるのに適当な温度を保つこと。なお、急速発汗を促すような温度にはしないこと。

(12) 空気中の二酸化炭素の含有率の測定方法は、プールサイドの適切な場所の床上75cm以上150cm以下の位置において検知管方式による炭酸ガス検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。なお、基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始から中間時、中間時から使用終了時の適切な2時点において測定し、その平均値と基準値とを比較して行うこと。

(13) 利用者以外の者(監視員等は除く。)はプールサイド及び通路へは立ち入らせないこと。また、単独で遊泳が困難な遊泳者には、介添者の付添いを求めること。

(14) 休憩所内で飲食を行う場合は、ガラス等破損すれば他の利用者に危害を生じさせるおそれのある材質の容器等を使用させないこと。また、プールで飲食物を販売する場合にあつては、休憩所の側壁に販売窓口等を設けるなどの構造とし、調理場から休憩所までプールサイドを通らず飲食物の配膳を行うことが望ましいこと。

(15) 利用者の注意事項、利用時間、見取図等を掲示する設備は、プールの出入口、プールサイド、更衣室等の利用者の見やすい場所に適当な数を設置すること。また、プールサイドには、プールの水温のほか、屋内プールにあつては室温を表示すること。

(16) 水着その他直接肌に接する物で、利用者に貸与するものの消毒は、クリーニング所における衛生管理要領(昭和57年3月31日環指第48号)第4消毒に規定される方法によること。

化設備を有するプールを除く。)にあつては、規則別表第2第4号(8)に定める水質検査を実施すること。なお、清掃及び換水は、随時行うこと。

(11) 循環式の採暖槽及び気泡槽については、水槽内の水からレジオネラ属菌が検出されないよう、循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル(平成13年9月11日健衛発第95号)に従い、維持管理を行うこと。

(12) 採暖室の室内温度は、おおむね35℃から40℃とすることが望ましいこと。

(13) 空気中の二酸化炭素の含有率の測定方法は、プールサイドの適切な場所の床上75cm以上150cm以下の位置において検知管方式による炭酸ガス検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。なお、基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始から中間時、中間時から使用終了時の適切な2時点において測定し、その平均値と基準値とを比較して行うこと。

(14) 利用者以外の者(監視員等は除く。)はプールサイド及び通路へは立ち入らせないこと。また、単独で遊泳が困難な遊泳者には、介添者の付添いを求めること。

(15) 休憩所内で飲食を行う場合は、ガラス等破損すれば他の利用者に危害を生じさせるおそれのある材質の容器等を使用させないこと。また、プールで飲食物を販売する場合にあつては、休憩所の側壁に販売窓口等を設けるなどの構造とし、調理場から休憩所までプールサイドを通らず飲食物の配膳を行うことが望ましいこと。

(16) 利用者の注意事項、利用時間、見取図等を掲示する設備は、プールの出入口、プールサイド、更衣室等の利用者の見やすい場所に適当な数を設置すること。また、プールサイドには、プールの水温のほか、屋内プールにあつては室温を表示すること。

(17) 水着その他直接肌に接する物で、利用者に貸与するものの消毒は、クリーニング所における衛生管理要領(昭和57年3月31日環指第48号)第4消毒に規定される方法によること。

(17) 遊戯設備等は、常に清潔に保ち、随時点検を行うこと。

(18) 利用時間前及び利用時間終了後は、プールの構造設備及び付帯設備等を点検し、異常の有無を確認すること。また、利用時間終了後は、人畜がみだりに立ち入らないよう措置すること。

(19) 規則別表第2第4号(2)及び(3)に規定する「公衆衛生上支障がないものとして知事が定める場合」とは、海水又は温泉水を原水として使用する設備であって常時清浄な用水が流入し、清浄度を保つことができる場合をいう。

(20) 規則別表第2第4号(8)に規定する「公衆衛生上支障がないものとして知事が定める場合」とは、海水又は温泉水を原水として使用する設備であって、常時清浄な用水が流入し、清浄度を保つことができる場合をいう。

(21) 前(20)に該当し採暖槽及び気泡槽の水の水質基準(大腸菌を除く。)を適用しない場合であっても、水質基準程度の水質に維持すること。ただし、使用する原水の性状により水質基準に適合させることが困難な項目については、原水程度の水質に維持することが望ましいこと。

(22) 前(20)に該当し採暖槽及び気泡槽の水の水質基準(大腸菌を除く。)を適用しない場合であっても、水質検査を実施することが望ましいこと。

## 第6 その他

1～3 略

4 規則(平成4年規則第73号及び平成14年規則第59号)附則の改築又は大規模の修繕とは、規則別表第1に掲げる事項のうち、プールの本体又はプールの本体に直接付帯する建造物の改築、増築、増設及び過半の修繕並びにろ過機本体又は循環系統の更新等以上の工事をいう。

(18) 遊戯設備等は、常に清潔に保ち、随時点検を行うこと。

(19) 利用時間前及び利用時間終了後は、プールの構造設備及び付帯設備等を点検し、異常の有無を確認すること。また、利用時間終了後は、人畜がみだりに立ち入らないよう措置すること。

(20) 規則別表第2第4号(2)及び(3)に規定する「公衆衛生上支障がないものとして知事が定める場合」とは、海水又は温泉水を原水として使用する設備であって常時清浄な用水が流入し、清浄度を保つことができる場合をいう。

(21) 規則別表第2第4号(8)に規定する「公衆衛生上支障がないものとして知事が定める場合」とは、海水又は温泉水を原水として使用する設備であって、常時清浄な用水が流入し、清浄度を保つことができる場合をいう。

(22) 前(21)に該当し採暖槽及び気泡槽の水の水質基準(大腸菌を除く。)を適用しない場合であっても、水質基準程度の水質に維持すること。ただし、使用する原水の性状により水質基準に適合させることが困難な項目については、原水程度の水質に維持することが望ましいこと。

(23) 前(21)に該当し採暖槽及び気泡槽の水の水質基準(大腸菌を除く。)を適用しない場合であっても、水質検査を実施することが望ましいこと。

## 第6 その他

1～3 略

4 規則(平成4年規則第73号及び平成14年規則第59号)附則の改築又は大規模の修繕とは、規則別表第1に掲げる事項のうち、プールの本体又はプールの本体に直接付帯する建造物の改築、増築、増設及び過半の修繕並びにろ過機本体又は循環系統の更新等以上の工事をいう。

新

様式第 1

管理責任者  
設置（変更）届  
衛生管理者

年 月 日

保 健 所 長 殿

設置者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

管理責任者  
下記のとおり、  
衛生管理者  
を設置（変更）しました。

記

1 プールの名称及び所在地  
名 称  
所在地

2 管理責任者 職名及び氏名  
衛生管理者

3 設置（変更）年月日

旧

様式第 1

管理責任者  
設置（変更）届  
衛生管理者

年 月 日

保 健 所 長 殿

プール名称

設置者氏名

(名称及び代表者氏名)

管理責任者  
下記のとおり、  
衛生管理者  
を設置（変更）しました。

記

1 管理責任者 職名及び氏名  
衛生管理者

2 設置（変更）年月日

様式第2

プールにおける事故・健康被害等発生状況報告

年 月 日

保 健 所 長 殿

設置者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

下記のとおり、プールにおいて事故・健康被害等が発生しましたので、  
報告します。

記

1 プールの名称及び所在地  
名 称  
所在地

2 事故・健康被害等発生状況  
別紙のとおり

様式第2

プールにおける事故・健康被害等発生状況報告

年 月 日

保 健 所 長 殿

プール名称

設置者氏名

(名称及び代表者氏名)

別紙のとおり、プールにおいて事故・健康被害等が発生しましたので報告  
します。

別紙

プール名称： \_\_\_\_\_

1 事故等発生状況

| 発生年月日 | 年齢又は学年 | 事故等の概要 |
|-------|--------|--------|
|       |        |        |

2 健康被害発生状況

| 病名    |               |
|-------|---------------|
| 発生期間  | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 患者数   | 人 (内訳) 幼児 人   |
|       | 小学生 人         |
|       | 中学生 人         |
|       | 高校生 人         |
|       | 成人 人          |
| 症状の概要 |               |
| 医師の所見 |               |
| 措置内容  |               |

\* 患者数の内訳は、学校プールの場合はクラス別とする。

別紙

プール名称： \_\_\_\_\_

1 事故等発生状況

| 発生年月日 | 氏名 | 年齢 | 性別 | 学年又は職業 | 事故等の概要 |
|-------|----|----|----|--------|--------|
|       |    |    |    |        |        |

2 健康被害発生状況

| 病名    |               |
|-------|---------------|
| 発生期間  | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 患者数   | 人 (内訳) 幼児 人   |
|       | 小学生 人         |
|       | 中学生 人         |
|       | 高校生 人         |
|       | 成人 人          |
| 症状の概要 |               |
| 医師の所見 |               |
| 措置内容  |               |

\* 患者数の内訳は、学校プールの場合はクラス別とする。